

かわがさき

# 農業委員会だより

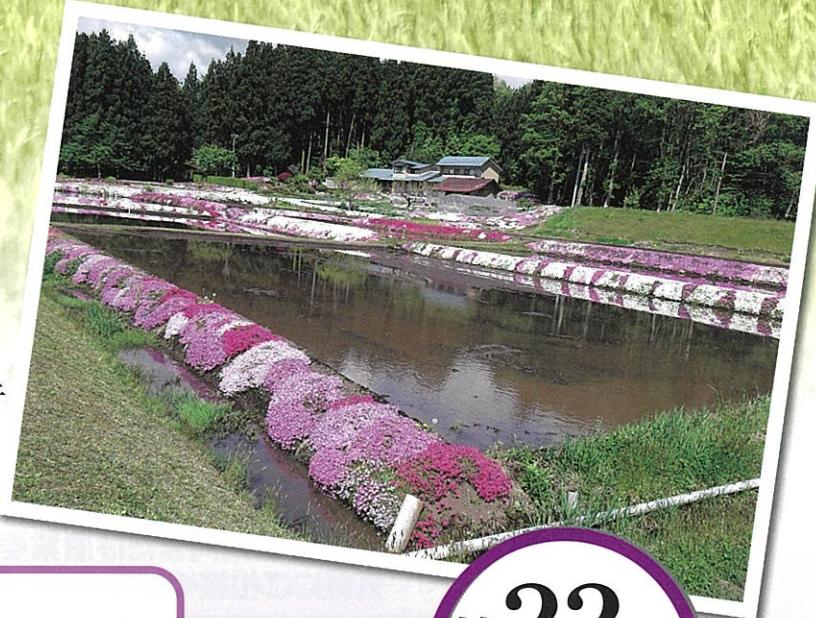


◆表紙／ドローンを活用した集落一斉防除の様子

(三ヶ尻中村地区)

畦畔を彩るシバザクラ

(永沢鳥の海上地区)



## 主な内容

- ▶表紙
- ▶農業委員会会長挨拶・農業委員の主な活動紹介
- ▶農業委員紹介・農地に関する各種手続き
- ▶農地パトロール実施
- ▶耕作放棄地解消対策・農業者年金のご案内
- ▶中立委員のひとこと・編集後記

1  
2  
3  
4  
5  
6

第22号

令和3年  
11月18日発行

## 会長あいさつ

金ヶ崎町農業委員会会長

菊地成壽



日頃より農業委員会の活動に対しまして、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨今の農業情勢は、新型コロナウイルス感染症拡大による消費減退や、米価格が下落する一方、肥料価格は値上がりするなど、厳しさを増しております。

金ヶ崎町においても、様々な課題を抱えておりますが、担い手への農地利用集積や、耕作放棄地解消対策事業補助金の周知など、地域の農地を守るための活動に取り組んでおります。

今後とも農業委員二十名が一丸となり、農業者や地域の声を行政や関係機関に届けられるよう活動してまいりますので、皆様のご指導・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

## 農業委員の主な活動を紹介します

### 遊休農地の発生防止・解消

- ・高齢により作付けを続けるのが困難な人から相談を受け、遊休農地が発生しないよう来年度からの耕作者を探した
- ・遊休農地を畑に整地する手伝いをした
- ・耕作放棄地解消対策事業補助金を活用した遊休農地について、田に整地されたことを確認した



農地のことでお困りのときは、農業委員会事務局または農業委員にお気軽にご相談ください。

### その他

- ・農地に住居を建てたいという農地転用の相談を受けた
- ・後継者の農業者年金加入について相談をうけた
- ・地区の農地所有者がお亡くなりになり、農地の今後の取り扱いについて話をした
- ・隣接している田を借りたいと相談があり、町外の農地所有者について農業委員会事務局に確認した



# 農業委員を紹介します

任期は令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間です。

永岡地区	菊地成壽 (会長)	西部地区	菊地重治 高橋正則 名和和弘 宮館晃 小野まり子 小嶋教三 高橋新一 松本隆 岩野悦子 及川和芳 小坂倫充
北部地区	高橋旦志 (会長職務代理者)		
街地区	高橋重貴 田口敏		
三ヶ尻地区	有住寿哉 及川宏和		
	佐藤浩幸	永岡地区	
南方地区	高橋義隆 山路和弘	北部地区	

## 農地に関する各種手続き

### 農地の売買・貸借・転用などは許可が必要です

農地（田、畠）の売買や贈与、貸借、転用等を行う場合は、事前に農地法による手続きが必要です。農地の売買などをお考えの方は、一度、農業委員会へご相談ください。

農地を売買したり  
貸し借りするときは

自分の農地を  
転用するときは

他人名義の農地を買って  
もしくは借りて転用するときは

#### 3条申請

農地を、耕作目的で売買・貸借・贈与する場合は、農業委員会の許可が必要です。

#### 4条申請

農地を住宅用地や駐車場、資材置場など、農地以外にすることを「農地転用」といい、農業委員会を経て県知事の許可が必要です。

#### 5条申請

#### ～申請に関する手続きの流れについて～

毎月5日（休日の場合は前開庁日）までに申請書類一式を農業委員会事務局に提出してください。

申請内容を事務局で確認後、現地確認等を経て、毎月20日の定例総会で審議を行います。定例総会において許可後、許可書を交付いたします。

※農地法第4条申請、第5条申請は県へ進達され、県知事の許可が必要になりますので、最短で翌月中の許可書交付になります。

# 農地パトロールを実施しました



金ヶ崎町農業委員会では、農地法の規定により毎年町内全域の農地を対象に、農地パトロールを行っています。

今年も9月8日から10日にかけて、農業委員が遊休農地や無断転用等の実態及び利用状況調査のため、町内6地区の農地を確認しました。

農地パトロールの結果、遊休農地と判断された農地所有者には、その農地をどのように利用するかを確認する調査票を送付しますので、必ずご回答ください。

※遊休農地とは？

1年以上にわたって耕作されておらず、今後も耕作されないと見込まれる農地

※無断転用とは？

岩手県知事の許可を得ず、農地を宅地、資材置場、工事用の残土置場等にした行為で、農地法違反になります。



## ◆農地パトロール出発式

農業委員を代表して、高橋由一町長に決意を述べる名和和弘農地小委員長



## ◆農地パトロールの様子

町内の農地を見て回り、遊休農地の実態を地域の農業委員で確認しました

## 農地の適正管理をお願いします

農地の所有者や借受人は、農地を適正に利用する責任があります（農地法第2条の2）。

荒れた農地は雑草の繁茂等による病害虫の発生原因となることや、不法投棄などにより、近隣農地の営農や地域住民に大きな迷惑となる可能性があります。

農地をお持ちの方は、草刈りや除草等を行い、適正な管理をしていただきますようお願いします。



# 耕作放棄地の再生利用を応援します！

町農業委員会では、耕作放棄地を再生し有効利用を考えている農業者や営農組織等に対し、補助金を交付しています。

- ① 刈払い・障害物除去を行う場合⇒ 5,000円 / 10a  
※年1回、2年間まで
- ② 耕起、整地、作付けを行う場合⇒ 10,000円 / 10a  
※1回のみ

耕作放棄地とは？

1年以上耕作されておらず、所有者に耕作の意思がない農地。

また、町農業委員会の調査において、耕作放棄地と認めた農地。

※補助金の交付をお考えの方は、農業委員会事務局へご相談ください。

## 農業者年金に加入しませんか？

農業者年金は、国民年金に上乗せする公的な年金です。

### 農業者の方なら、広く加入できます！

- ①保険料は月2万円から自由に選択可能
- ②要件を満たせば、保険料の国庫補助が受けられます
- ③保険料は全額が社会保険料控除の対象になります
- ④途中脱退や再加入も可能です
- ⑤万一、80歳前に亡くなっても、遺族に死亡一時金が支給されます

配偶者や後継者の方も加入できて、安心です！



～保険料月額2万円で加入した場合の試算～

加入年齢	納付期間	保険料 納付総額	想定される受給総額	
			男性	女性
20歳	40年	960万円	1,624万円	1,717万円
30歳	30年	720万円	1,078万円	1,139万円
40歳	20年	480万円	638万円	675万円
50歳	10年	240万円	284万円	301万円

(令和3年4月版 農業者年金基金パンフレットより)

## 中立委員のひとこと

農業委員 田 口 敏

平成27年に改正された農業委員会法により、農業者以外の者で、中立な立場で公正な判断をすることができる者を1名以上農業委員とすることと定められました。そんな「中立委員」として、農業委員を拝命してから一年となります。

先日、米価が大幅に下落し、稻作農家に大打撃だと耳にしました。農業を取り巻く厳しさを、「何かがあかしい」と思っていましたが、非農家ということもあり、自分のこととして追及してはきませんでした。「あかしい」この一つは、海外との農業政策にもあります。例えばEUは27か国の加盟国から成っていますが、農業に強弱がある国々でなぜ不調和が生じないのか?なぜ値崩れや過剰が起きないのか?ここにカギの一つがあるのでないでしょうか。

緑広がる田園、黄金の頭を垂れる稻穂、棒掛けの風景。私たち世代の心に残るものであり、後世に残していく義務があります。小職に何ができるか、周りの農業者に伺うと「人の手」不足が挙げられました。いろいろな集まりに参加させていただき、お願いしようと準備をしておりましたが、コロナ禍でなかなか活動できずにはあります。時期が到来しましたら、中立委員としてできることをしたいと思っております。

## 全国農業新聞を 購読してみませんか

農業経営と暮らし、地域の話題が満載です!  
ぜひご購読を!

- 発行日:毎週金曜日
- 購読料:月700円

全国農業  
新聞



委 委 委 委 員 員 員 員 長  
員 員 員 員 及 川 菊 地 高 橋 田 口 小 野 ま り 子  
員 員 員 員 宏 和 重 治 正 則 敏  
委 委 委 委 員 員 員 員 菊 地 高 橋 及 川 山 路 小 嶴 敦  
員 員 員 員 成 壽 旦 志 和 芳 和 弘 敏

### 編集委員

年一回発行の農業委員会だよりも第22号となり、より活動内容を知つていただける紙面としました。今後も地域の農業者の一助となれるよう活動してまいります。

今年で任期二年目を迎え、少しずつ地域の手助けが出来てきました。まだ農業者からの要望や相談に対して解決ができるいない部分もありますが、残りの任期も地域農業全体のために頑張って活動してきます。

(及川 宏和)

九月から稻刈りを始めたが、その間に家の周辺でハクビシン、アナグマ、イタチ、立派な角の二ホンジカに遭遇。二ホンジカは周辺では見たことがあります。苦笑。  
(菊地 重治)

### 編集後記